選挙運動用ポスター作成契約書

　佐野市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物（選挙運動用ポスター）の作成について次のとおり契約を締結する。

　１　品　　　名　　　公職選挙法第１４３条に定めるポスター

　２　数　　　量　　　　　　　　　　　　　　枚

　３　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税含む）

（単価　　　　　円　　　　銭）

　４　納入期限　　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例に基づき佐野市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、佐野市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は佐野市に請求することができない。

６　その他

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　 甲　佐野市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

氏名又は

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞